

ID: 95

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第15条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第100号		
【根拠条文】 (一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可) 第15条 法第7条第1項若しくは第6項に定める一般廃棄物の収集運搬業若しくは処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)又は浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可期限は、2年とする。ただし、更新をすることができる。 3 市長は、許可する際、その業務を行う区域を定め、生活環境の保全上及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文及び長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条の規定による。 (許可の基準) 第8条 前条の規定による申請に対して許可する場合は、次に掲げる事項に適合していなければならない。 (1) 申請者が市内に住所を有する者(申請者が法人であるときは、市内に主たる事務所を有する者)であること。 (2) 申請者が自ら一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業を行う者であること。 (3) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第36条第2号の欠格条項に該当しない者であること。 (4) 申請者が一般廃棄物処理業にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に定める基準を、浄化槽清掃業にあつては環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第3条に定める基準を実施するために必要な人員、車両、設備、機材等を有し、かつ、当該業務を的確に遂行できる能力を有していること。 (5) その他市長が付す許可条件を遵守することができると認められる者であること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日